

(様式 2)

介助犬トレーナーサポート部 会則

(名称)

第 1 条 本会は、介助犬トレーナーサポート部と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は兵庫県西宮市馬場町 4-9 兵庫介助犬協会内とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員の親睦と結束を図り、介助犬の育成・普及・啓発活動をサポートすることを目的とし、令和 7 年 4 月 1 日設立する。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) 兵庫介助犬協会の介助犬育成のサポート
- (2) 兵庫介助犬協会の介助犬啓発のサポート
- (3) 兵庫介助犬協会の活動に準じた事項

(会員)

第 5 条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した小学 4 年生から高校 3 年生までの児童・生徒と、児童・生徒に指導する兵庫介助犬協会職員とする。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条 会員ごとに入会金 500 円を入会時に、また月会費 1,000 円を毎月末までに納入するものとする。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名

(2) 部長 1名

(3) 会計 1名

2 第1項に定める役員のうち、会長と会計は兵庫介助犬協会職員から選出し、部長は会員の互選または会長の指名により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 部長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、第4条各号に定める事業にかかわる財産など会として保有する一切の財産を管理する。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は初年度を除いて毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 会長は収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 議長は会長が務める。

3 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

付則

この会則は、令和7年9月1日から施行する。